

広島県環境影響評価技術審査会 第8回 第2部会 議事録

- 1 日 時 平成24年7月6日(金) 10:00～12:10
- 2 場 所 県庁本館1階 102会議室
- 3 出席委員 西嶋委員, 中坪委員, 石岡委員, 中野委員, 松田委員,
山田委員, 西田委員
- 4 議 題 「酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画に係る環境影響
評価準備書」に係る審査
- 5 配付資料
資料 1 酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画環境影響評価
準備書に係る審査書(案)
資料 2 住民等意見の概要及び事業者見解(「酸素吹石炭ガス化複合発電実
証試験発電所設置計画に係る環境影響評価準備書についての意見
の概要と当社の見解(平成24年4月大崎クールジェン株)」)
資料 3 酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画環境影響評価
準備書に対する知事意見に盛り込むべき事項(案)
参考資料 1 審査会関係条例規則抜粋
- 6 担当部署 広島県環境県民局環境保全課 環境評価・瀬戸内海グループ
電話:(082)513-2925(ダイヤルイン)
- 7 議事概要
環境部長挨拶の後, 松田部会長の議事進行により議事が開始された。
第2部会委員8名中, 出席委員6名で, 広島県環境影響評価に関する条例施行規
則第47条第5項の定足数(半数以上)を満たした。
審議事項の内容を考慮し, 「技術審査会に関する運営要領」第5条第1項の規定
により, 第1部会所属の西田委員を第2部会に招集した。
山田委員が議事録署名委員となった。

■手続きの経過について

事務局 (資料1により, 手続きの経緯を含めた事業概要について説明。)

■住民意見等の内容について

事務局 (資料1により, 準備書に対する住民等意見の概要, 関係市町長意見につ
いて説明。)

■事業特性の説明について

事務局 (資料1により, 事業特性について説明。)

(部会長) 只今の説明の中で, 9ページの「主要な工事の工程」という表があります

が、この中で a,b,c,d と各期間にアルファベットがつけられております。これが本日後の審議の時に、予測などの期間のところ、a の期間であるとか、b の期間などと出てきますので、この表を適宜参照していただければと思います。それでは、ここまで事務局から手続きを含めた事業概要、関係市町意見、あるいは事業特性等についてご説明いただきました。これについて、まとめて少し意見等させていただきたいと思いますので、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、特にないようでしたら審議を進めさせていただきます。事務局で審査表を作成しておりますので、審査表に沿って審議していただきたいと思います。まずは環境影響評価項目の設定について、事務局から説明をお願いいたします。

■環境影響評価項目について

事務局 (資料1により、環境影響評価項目の設定について説明。)

(部会長) それでは、審議に入りたいと思います。只今、事務局から説明のあった内容、少し前になりますが、方法書の審議の時から比べますと、この二重丸印のところが追加されたという、それが変更点ですが、これについてご意見等がございますか。

(委員) 重金属、この微量物質が加えられた経緯というのは、どういうことでしょうか？特に石炭だきと言うことでそういうことが懸念されるということでしょうか。

(部会長) これについては、この変更理由について、何か説明がいただけますか？

(事務局) 石炭中に重金属等の微量物質が含まれているということで、方法書に対する県知事意見といたしまして、排ガス中の重金属等微量物質による環境への影響が考えられるので、この項目の追加を検討すること、という意見を述べました。今回、その意見を踏まえまして、事業者が選定しています。

(部会長) そうしますと、もともとは一般項目に入らなかった項目ですが、方法書の審議の時にそういう意見を出したので、それに対応して、こういう選定項目となった。そういう理解でよろしいですか。

(事務局) はい。

(部会長) よろしいでしょうか。

(委員) はい。結構です。

(部会長) 有難うございました。その他ございませんでしょうか。

(委員) 直接関係ないかもしれないですけども、現地視察に行った時に、海側のほうに、アルカリか何かを搬入するという話が確かあったような感じがします。その時に、その影響はないのかという事がちょっと話題になったんですが、それが、どこに当たるのですか。

(部会長) pH 調整でしたかね。

(委員) 何かを搬入することが話題になっていて、もちろん漏れないようにという話をそこではした覚えがあるのですが、その辺の漏れとか、そういうことはこの中に入ってこないのですか。

(部会長) 必ずしも事実関係があまりはっきりしないんですが、事務局から何かありますか。

(事務局) そのことにつきましては、特に方法書の時に、こちらから意見としても出していないし、今回準備書でも特に触れられてはおりません。

(部会長) 分かりました。では、今後の審議の中で、そういうことがもし懸念されるのであれば、これから何か付け足すということで、この時点ではこれでいいですか。

(委員) はい。

(部会長) 有難うございました。それでは、この審査結果、知事意見案をお認め頂いたということで次に進ませていただきたいと思います。それでは、次の項目ですが、環境影響評価の項目ごとの審議に進みたいと思います。項目は大気環境から温室効果ガスまで9項目ございますが、非常に項目が多いものですから関連する項目を幾つかにまとめて審議を進めさせていただきます。まずは、大気環境のうちの大気質の審査表の説明を事務局からお願いいたします。

■審査書（「大気質」）について

事務局 (資料1により、環境影響評価項目ごとの予測評価結果、環境保全措置等及びそれに対する知事意見について説明。)

(部会長) 只今、大気環境のうちの大気質ということで、この資料によりますと16ページから31ページまでの審査表について、一括してご説明いただきました。これについてこれから審議をお願いしたいと思います。ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

(委員) 16ページの窒素酸化物について評価していただけてますけれども、例えば、上の表だと工事車両、工事関係車両寄与濃度が極めて小さいです。0.0001ppm そういう数字になっていて、一方、建設機械、20ページ上の表、2つあって、上の表を見ると建設機械寄与濃度0.01399で、だいぶ大きさが違うんですね。資材を搬入する、これはたぶんトラックで、エンジンから排出されるものと思いますが、その寄与濃度は極めて小さいのに対して、建設機械は非常に大きい値になっているのは、これは例えば、稼働時間とかその現場に滞在している時間が長いとか、建設機械は基本的には現場だけで稼働し、トラックの場合は、来た時だけということになると思いますけれども、そういうことによるのか、どういうことで寄与濃度がこんなに違うのでしょうか。

- (部会長) たぶん、前段の搬入の方は、いわゆる一般の車の量が相当、相対的に多いことを反映しているという理解でよろしいでしょうか。
- (委員) トラック、バスのエンジンというものは、ディーゼルエンジンですけれども、非常に環境性能の向上が飛躍的に高まってきていて、今や空気を綺麗にするぐらいのエンジンになってきていますが、建設機械というのは、そこまでまだいってない。順次取り組みは行われてますけれども、トラックのような段階まで至っていないので、こういうことになっているのか、あるいはほかの事があるのかなと思って質問しました。
- (部会長) そのあたりについて、何か事務局で分かる点はございますか。
- (事務局) 正確になぜ桁が違うほど差が出るのかということは、分かりませんが、建設機械の場合、建設機械の稼働台数が最大となる時期に、それらの建設機械が全て同時に動くというような、通常では想定されないような状況での計算となっていますので、そういった条件もあって、こういった差が出たのかなとは思いますが、正確なところは分かりません。
- (部会長) そうすると、この点はどうしましょう。これ、調べれば少し分かるということはあるですか。
- (事務局) 確認いたしましたして、また皆様に連絡させていただきます。
- (部会長) これは預かりということよろしいですか。
- (委員) いずれにしても、環境基準からは十分下がるレベルで抑えられているので、結構かなと思います。
- (部会長) では、結果と知事意見についてはいいけれども、事実関係について知りたいということで、あるいは、将来的には建設機械の方のエンジンもクリーンな排気になるように…
- (委員) もっと改善していかないといけない。
- (部会長) 有難うございました。その他、いかがでしょうか。
- (委員) もう一点は、環境監視計画の概要の、いくつかのところで工事関係車両の台数を把握するという記述があるのですが、把握した結果、何がどうするのかということ、この段階では必要ないですか。おそらく環境基準を超えるようなところまで台数が増えることはないと思いますが、把握するだけでよいのかということです。
- (部会長) これについては、何かいかがですか。
- (事務局) 事業者の考えといたしましては、今回予測している範囲内で工事関係車両の台数がおさまれば環境への影響は今回の予測どおり問題ないと言えるということで、仮に想定した台数よりも工事関係車両が増える場合は、追加で何らかの措置を検討する、そういったために台数を把握することになっていると思われま。
- (部会長) 言うなれば、そのために監視することですね。
- (事務局) そうです。

(部会長) 有難うございました。その他、いかがでしょうか。28 ページの知事意見等が、かなりあるところを含めて、ご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。この 28 ページのところは、元々、そのバックグラウンド濃度が非常に高いので、できる限り十分注意してください、抑制してください、そういうことですね。

(事務局) はい。

(部会長) 次に進みます。大気環境のうち、騒音、振動の説明をお願いします。

■審査書（「騒音」、「振動」）について

事務局 (資料 1 により、環境影響評価項目ごとの予測評価結果、環境保全措置等及びそれに対する知事意見について説明。)

(部会長) 只今、大気環境のうちの騒音、振動について、審査表、資料では 32 ページから 49 ページになりますけれども、このご説明をいただきました。これについて、ご質問、ご意見がございますでしょうか。

(委員) 細かいところかもしれませんけれども、例えば、42 ページは、振動に関するところですね。知事意見のところですけども、一番下です。最後の行に「大気質等への影響を回避、低減すること」と書かれているのですけれども、大気質というのは硫黄酸化物から始まって重金属までなので、ここは振動ではないでしょうか。

(部会長) はい。ここは振動の項目ですので、知事意見は振動に対して意見を述べることになりますよね。

(事務局) そうなっております。最後は大気質等と言うことで、等に、騒音、振動含めています。

(部会長) まあ、メインは振動にしましょうか。

(事務局) そうですね。

(部会長) これは項目がそうですからね。大変貴重なご意見有難うございました。

(委員) 37 ページですが、この場合は、環境基準の地域類型されてないということになっているのですが、参考として、B を当てはめて、これと比べて数字が出されています。これを見ると近傍民家の騒音の予測結果は、夜間の基準が 45 デシベルに対して、現況 37 デシベル、施設が稼動すると予測値を使うのか合成値を使ったらいいのか分かりませんが、合成値を使うと 44 デシベルとなり、かなり基準値と近い値になってます。予測なので、仮定を持って数字を出しているはずなので、多少のブレが出ることも考えると、全く何も意見なしというのはどうかと思います。基準値に近い数字になっているので、やはり低減に努めるということを考える必要があるのではないかと思います。

(部会長) はい、有難うございました。予測値が必ずしもドンピシャリという訳にはいかないのです、それを勘案するとあまり安心してはいられないと、そうい

うことですね。

(委員) はい。

(部会長) これについては、少し表現を何か盛り込むということにはできないでしょうか。

(事務局) それは可能ですので、修正を検討したいと思います。

(部会長) 今のような事を書いて、十分に配慮する必要があるとかそう言うことになりますかね。

(事務局) はい。

(部会長) その他いかがでしょうか。

(委員) 46 ページと 48 ページに振動のケースが出たと思うんですけども、46 ページには施設が稼動することによる振動で、48 ページは資材の搬出入に関する振動というように分けられていますよね。近傍民家の実測値、予測に関する結果が施設稼動に関しては載っているんですけども、資材等の搬出入に関しては、近傍民家に関する影響というのはなくていいのか気になりました。特に大崎上島、大変高齢化していて、この基準値自体が大体どれくらいの年齢層の方を感じるものなのかというのがよく分からないんですけども、以前、生口島で、高齢者の実態調査を、生活調査をした時に、若い人達はあまり感じないのでですけども、夜間の大型車両による振動と騒音がお年寄りの生活にかなり影響を与えているという事をお聞きしたことがあるので、特にこの搬出、資材の搬出入による交通ルートの中の近傍民家の夜間の予測結果というものがなくていいのか気になりました。

(部会長) 有難うございました。48 ページの施設稼動後の資材等の搬出入に伴う振動の近傍民家への影響が配慮されてなくていいのかという、そういうご質問ですよ。これについて、事務局から何かご説明がありますか。

(事務局) 48 ページの 2 地点は、主要な交通ルート、道路沿いの一番近い地点での予測結果となっておりますので、道路沿いから更に離れた民家であれば、当然この値より小さい値にはなるということとは言えると思います。

(委員) この 2 地点は、島のなかでは結構集落が集積している場所なのでしょうか。

(事務局) この 2 地点といいますのが、具体的には審査書の 83 ページに白黒の地図で見にくいですが、a 地点と b 地点ということで地図を載せております。

(委員) 今のご質問だと、夜間は特に重要だということで、そもそも資材の搬出入の車両は夜間に入って、動くのですか。動かないので始めから入っていないということであれば、何の問題もないのですけれども。

(委員) 特に 22 時以降の夜中にかけての搬出入は、やらないというふうにみてよろしいのでしょうか。

(事務局) 建設工事自体は、夜間に行わないことになっているんですが、資材の搬出入までは、夜間あるかどうか、ちょっと今は分かりません。確認したいと

思います。

(部会長) そうですね。この色々な予測等は、方法書に基づいてやっているわけですので、これまで検討してなかった点ということになるかもしれないので、なるべく夜間の搬出入はしないようにとか、配慮するとか、そういうようなことを知事の意見として加えることはできるのでしょうか。

(事務局) 修正、対応はできます。

(部会長) はい、有難うございました。では、先程の事実関係と、予定等調べていただいたうえで、必要があれば反映するということがいいですか。特に夜間の民家への影響ですね。有難うございました。その他いかがでしょうか。それでは、次の項目へ進めさせていただきたいと思います。続きまして水環境の説明をお願いします。

■審査書（「水環境」）について

事務局 （資料1により、環境影響評価項目ごとの予測評価結果、環境保全措置等及びそれに対する知事意見について説明。）

(部会長) 只今、水環境について、50ページから58ページの資料に基づいてご説明いただきました。この審査をお願いいたしますが、特にこの施設稼動時の水の汚れ及び富栄養化については、審査結果で4点、知事意見案で4点の記載もありますので、この点も含めて検討いただければと思います。いかがでしょうか。

(事務局) 水の件ではないのですけれども、先程48ページの振動の件なんです。

(部会長) はい。

(事務局) 準備書の8.1.1-247ページに、資材の搬出入については、夜間を行わないということになっております。

(部会長) そうですか。有難うございました。では、先程の意見については、夜間を行われないということでした。有難うございます。

(委員) 環境監視計画の概要というのがそれぞれにあるのですが、水域の動物とか植物について考えますと、温排水とか流れというのは、本当に影響が大きいんですね。それで、いま決められている環境基準範囲内に収まる評価結果になっているんですけれども、例えば、この温排水なんかは連続測定を行うとなっていますし、それから、水の汚れ、富栄養化の方は定期的に排水量とか濃度の測定を行うとなっていますよね。この結果はどうされるのでしょうか。例えば一般に公開して周知されるとか、そういう状況があるかどうか、実はそこが全体を読んで一番気になったところです。

(事務局) 環境監視計画に基づく結果につきましては、事業者が、ホームページに公表する計画となっております。

(部会長) それは、そういう計画になっているという理解でよろしいわけですね。はい、有難うございました。

(委員) 連続測定の結果とか、そういうものも含めてですか？こういう調査報告が出た時に一括して報告するというのはよくあるのですが、施設稼働後ずっと測定している時に、変動があると思うんですけどね。予測は、たいてい平準化したところで、数式に乗せていると思いますけど、実際には色々変動があると思うんです。そういうものも含めて、その企業の環境に対する態度であり、きちんと公表したほうがいいんじゃないかと思うし、住民も安心できるんじゃないかと思うんですけどもね。

(部会長) 有難うございました。只今のご意見は大変貴重で、この項目だけではなくて全体にかかわる問題ですので、今日の最後に知事意見に盛り込むべき内容をまとめますので、その時に全体的な項目のところで、検討したらどうかと思います。有難うございました。その他はいかがでしょうか。特に、この水の汚れ及び富栄養化のところでは、知事意見の最後の「使用する石炭種の変更その他の運転条件の変更を考慮し」というのは、今回の事業が発電といいながら一種の実証試験というか、テストですので、様々な種類の燃料とか、燃やし方を実証するということで、それを反映してということだと思えます。かなり内容があるので、あまり次々と進めるのは、恐縮なのですが、全体の都合もありますので、一応、次に進めさせていただきます。次に、動物、植物、生態系の説明をお願いいたします。

■審査書（「動物」、「植物」、「生態系」）について

事務局 （資料1により、環境影響評価項目ごとの予測評価結果、環境保全措置等及びそれに対する知事意見について説明。）

(部会長) 只今、動物、植物、生態系について、資料で言いますと59ページから69ページまでのご説明をいただきました。何度か出てきたメダカのいる池というのは、現地見学の際に見る機会がありましたので覚えている方もいるかと思えます。前回の方法書の検討の時には、まだ、どうなるかはっきりしていなかったわけですが、その後、大崎上島町からのご意見とか、あるいはその他の経緯によって、そこを造成して埋め立てるという行為が予定されなくなったということですので、このアセスフローの中での、ある種の一つの進展かなというふうにも思われます。ご意見やご質問、いかがでしょうか。

(委員) 植物については、3種類、そこに挙がっているのですけれども、資料2の35ページに、ノシランのことが出ていますが、準備書に入ってなかった、確認されてないらしいのですけれども、今後、見つかるということも考えられます。その「当社の見解」の下のところ「生育が確認された場合は、移植等の保全措置を行うことといたします」となっていますので、場合によっては、その後に発見されたものについては、適切なその保全措置を行うみたいなことをつけておいてもいいのではないかと思います。

- (部会長) 植物の項目について、ノシランの可能性もかなりあるので、今後そういうことが確認されたら、それについても対応するようにするということがよいでしょうか。
- (委員) ノシランに限らず、何かその、今後保全対象な生物が見つかった場合には移植等の保全措置を行うということをつけておいてはどうでしょうか。
- (部会長) 有難うございました。事務局としては対応可能でしょうか。
- (事務局) はい、対応可能です。ただ、ノシランについて言いますと、ノシランは、広島県のレッドデータブック 2003 では希少種ということで載っていたのですが、最新版の 2011 年版では、一般種へ変更になったので、大崎上島町長からも、ノシランについては意見があったのですが、そういった広島県の取り扱いが希少種から一般種へ変更になったということで、ノシランについては、意見として述べておりません。先程おっしゃられたように、一般的に、今後、現地調査等で他の重要な種が見つかった場合については、適切な措置を講じるよう意見を述べることは可能です。
- (部会長) それでよろしいですか。
- (委員) はい。
- (部会長) その他いかがでしょうか。
- (委員) 池が残されるというのは、非常によろしいことなのですが、これまでの経験では、結局池が残されても、その後の維持、管理がなされなければ結局は池がなくなって、現在の生態系がなくなるということがありますので、維持管理ということが可能か否か、ちょっと気になっております。
- (部会長) 65 ページの知事意見案だと思いますが、これの表現が、「土砂の流出等がないよう保全に万全を期すること」をもう少し、何か付け加えるということでしょうか。
- (委員) 残すだけというのでなくてですね。
- (部会長) 適切に維持管理できるようにということですか。
- (委員) すみません。あそこの池というのは、その汽水池が、淡水と海水が共に混ざっているわけですね。淡水の方については、影響はないんでしょうか。
- (部会長) それは、ないことはないと思います。あの池の成因については前にも議論があって、もともと自然の池というよりは、様々な過程で出来てきたってというようなことでしたね。
- (委員) その辺が大きく変わると・・・そうですね。
- (部会長) 現状のスタンスは、貴重な生物もいるので、それを埋め立てず、その状態を保ちましょう。そういうスタンスなので、それをもう少し強く、維持管理するというようなことですかね。
- (委員) そうですね、はい。
- (部会長) 事務局はいかがですか。
- (事務局) 少し表現の方、修正はしたいと思います。

- (部会長) 有難うございました。その他いかがでしょうか。
- (委員) 66 ページ、「藻場における動物の生息環境」のところですが、植物は個別に、例えばアマモ、カワツルモがあるとかそういうのは出ているのですが、最初の方法書のところでは、確か藻場がどこに分布してどのくらいの大きさというのがあったと思うのです。それが今回、全然出ていません。実は環境の影響っていうのは、特に動植物に対する影響というのは、なかなか見にくいのです。だけど藻場の大きさとかを把握しておく、影響がある、なしというのが判断しやすいので、藻場の、たぶんアマモ場だと思いますけど、何かの形で入れた方がいいように思います。というのは、ここに出ている、例えば、海域に生息する動物は、クチバガイとか、ヒメイカとか、ナメクジウオとか、特に取り上げてありますけれども、一年間の評価はこのアマモ場での産卵から幼稚魚の成育があると思いますし、藻場の面積は、大まかなところで結構ですから、それがどうなったかというのを入れた方がいいと思います。
- (部会長) できれば、藻場のモニタリングを、少し継続的に、希望するということがすかね。
- (委員) 個別にやるとすごく大変な作業になりますから、そういうことではなくて、藻場の大きさが、どのくらい起伏しているかとか。
- (部会長) 面積的なものとか。
- (委員) そう。そういう大まかなところでいいから、何か入れておくべきだと思います。
- (部会長) 場合によっては人工衛星画像を使うことも可能かもしれません。分かりました。これについてはどうでしょうか。
- (事務局) 藻場の現状につきましては、調査が行われておりまして、審査書には載せてないのですが、準備書の 8.1.4-50 ページ、分厚い本なんですけれども、植物のところの 8.1.4-50 ページの藻場の分布状況ということで、事業者が調査しましたアマモ場、ガラモ場の分布状況は記載はされています。
- (委員) そうですね。ありますね。実は監視計画の中でこれも入れた方がいいのではないかと思います。
- (部会長) 只今のご意見は、この監視計画の中に藻場の、現状は調査されているわけですが、それが維持されているかどうかを、頻度とは別にして取り上げた方がよいのではないかと、そういうご意見ですけれども。
- (委員) おっしゃるように、非常に大切なものだと思いますし、それにおっしゃるように衛星からも、状況は確認できますので、是非、どこかに入れたらいいですね。
- (部会長) それでは、第2部会の意向としては、そういうことを希望するということがなのだと思いますけれども。
- (事務局) はい、分かりました。

(部会長) よろしくお願ひします。その他いかがでしょうか。それでは、次に景観から最後のその他までを、一括してご説明をお願いいたします。

■審査書（「景観」、「触れ合いの場」、「廃棄物等」、「温室効果ガス」、「その他」）について

事務局 （資料1により、環境影響評価項目ごとの予測評価結果、環境保全措置等及びそれに対する知事意見について説明。）

(部会長) 只今、景観から人との触れ合い、廃棄物、温室効果ガス、その他まで、一括してご説明いただきました。先程、ご提案のありました環境監視等の、データの公開については、ここの、その他のところの、初めのぼつところに情報提供の窓口等がありますので、この基本的事項の中に1項目、今、案としてはデータの公開についてということを入れていただいて、これから最後の総合討論のところ、盛り込むべき内容を討議しますので、そこにどのように移すか、そういう形でいいですか。有難うございました。只今のところ、70ページから81ページに至るところで、ご意見等ございましたでしょうか。

(委員) 最後の二酸化炭素のところ、二酸化炭素削減できると書いてあるけど、よく分かりません。CO₂分離回収設備を入れた後、年間排出量は変わらないし、それから、排出原単位は大きくなっています。どういう処理をするかという本質的なところを分かってないから、理解できてないのかもしれないけれども、教えていただければと思います。

(部会長) はい、有難うございました。ここは、多少そのように思うものが普通というところもありますので、説明いただけますか。

(事務局) 今回の事業につきましては、CO₂の分離回収の実証試験ということで、ガス中からCO₂は分離して回収するのですが、回収した後のCO₂をどうするかというところの技術は、まだ確立されておられません。今回あくまで分離回収するだけの実証試験ということで、分離回収したCO₂は、その後、また煙突から排出する計画となっております。したがって、年間排出量といたしましては、変わらないということになっております。それで、CO₂の分離回収に、蒸気タービンで使う蒸気の一部を使用いたしますので、発電出力が、CO₂分離回収設備が稼動すると、16万7000kWから15万kWまで出力が落ちるということで、排出原単位といたしましては、CO₂分離回収設備が稼動すると高くなってしまうと、そういうことになります。

(部会長) はい、有難うございました。CO₂回収にもエネルギーが要するということが、今回はその回収技術の開発というか実験であって、実際回収するところまではいかないと、そういう理解かと思えますけど。よろしいでしょうか。その他はいかがですか。どうぞ。

- (委員) 今のことに関連して、CO₂の回収というのは私、誤解していたのですけれども、ガスタービン発電機の後で回収するのでなくて、このフローチャートを見ますと、燃料、ガスを作って、その中に含まれているCO₂を回収する、ということでしょうか。
- (事務局) はい、そうです。燃料ガス中の、一酸化炭素、これをですね、A3版の参考資料中の、このCO転化というのがあると思いますけれども、二酸化炭素分離回収設備のところのCO転化、ここで燃料ガス中の一酸化炭素を、水と、蒸気と反応させて、二酸化炭素にしまして、その二酸化炭素を吸収すると。
- (委員) 本当はCOも燃やせば熱量出るのですけれども。もったいないような気がします。
- (事務局) ただ、この時に、COを蒸気のH₂Oと反応させますと、CO₂とH₂、水素ガスが発生しますので、水素ガスについては、燃料ガスとして使用することになっております。
- (部会長) はい、有難うございました。その他、もしなければ、一番初めからここまで通じて、ご質問、ご意見、あるいは言い残した点がございましたら、お願いいたします。
- (委員) このフローチャートですね、今の「二酸化炭素分離回収設備」というところの下の「機能」という説明欄がありますけれども、その中の3つ目に「吸収塔」というところがあります。「シフト反応で『添加』されたCO₂を吸収液により回収」と書いていますけれども、ちょっとこれ、おかしいんじゃない。シフト反応で『転換』されたということになるんじゃないでしょうか。シフト反応で、H₂Oを入れてCOを、CO₂とH₂に転換するんですね。まあ、文言のことで恐縮ですけど。これは、『添加』で正しいのでしょうか。
- (事務局) これは事業者が作った資料ですので、確認します。たぶん、誤りだと思います。
- (委員) これ、上のだとテンカって字が違うので、もしかしたら…コンバート、CO転化器で、これは(フローチャートは)、間違いでは？
- (部会長) これについては、確認していただいて、間違いがあれば修正するという事で。
- (事務局) 事業者に確認したいと思います。
- (部会長) お願いいたします。有難うございました。一応、これで各項目の審議を終えたということで、全体審議に入りますが、その前に、知事意見に盛り込むべき事項の案について、資料3のご説明をお願いします。

■知事意見に盛り込むべき事項の案について

事務局 (資料3により、知事意見に盛り込むべき事項の案について説明。)

資料3の案を本日の審議をもとに修正等したものが、本審査会からの答申書となる予定でございます。

(部会長) 有難うございました。この資料3をベースにして今日、委員の皆様から頂いた意見を入れて修正して、それを最終案にしたいと、そういうプロセスですけれども、この資料3について、あるいはその意見の盛り込み方等について、ご意見等ありますでしょうか。

(意見なし)

これについては、修正案は、今日、ここで示していただけるということですか、それとも、少し後日ということになりますか。

(事務局) 後日、調整いたしまして、最終案としたいと思います。

(部会長) 分かりました。では、全体を通じて、その他、ご意見等ございませんでしょうか。特にこの、最終的には知事意見に盛り込むべき事項、内容ということになりますけれども。

(意見なし)

そうしますと、これからの、修正事項が幾つかありますので、作業のプロセスについて、予定を事務局から説明していただけますか。修正案がどういうふうに、例えば委員の人にどういうふうに行くとか、あるいは事務局中心にやるかとか含めてですね。

■今後の予定について

(事務局) 今日いただきました意見をもとに、事務局のほうで修正案を作成いたしまして、その修正案を確認いただきまして、部会の答申書としたいと思います。

(部会長) 修正案をメールなりで、委員の人に確認していただく機会をもつということで、よろしいですね。それから、最終的に細かい文言とかについては、事務局と部会長に一任させていただくということよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そういった形で、今後進めたいと思います。本日、非常に限られた時間の中で、熱心にご審議いただきまして、有難うございました。進行を事務局にお返しいたします。

広島県環境影響評価技術審査会第2部会委員一覧

区分	職名	氏名
大気環境	広島国際学院大学情報デザイン学部教授	高木 尚光
水環境	広島大学環境安全センター教授	西嶋 渉
土壌環境	広島大学大学院生物圏科学研究科教授	中坪 孝之
動物	元独立行政法人水産総合研究センター研究情報官	石岡 宏子
植物	元広島工業大学環境学部教授	中野 武登
生態系	広島大学名誉教授	松田 治
景観・ ふれあい	比治山大学現代文化学部准教授	山田 知子
廃棄物等	県立広島大学生命環境学部准教授	崎田 省吾
大気環境	広島大学大学院工学研究院教授	西田 恵哉 [※]

※部会長の招集により，第1部会から出席する委員。